

京都駅八条口旅客自動車待機場条例施行規則を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第 84 号

京都駅八条口旅客自動車待機場条例施行規則

(使用料の減免)

第1条 京都駅八条口旅客自動車待機場条例（以下「条例」という。）第8条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補則)

第2条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、都市計画局交通政策担当局長が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(都市計画局歩くまち京都推進室)